

教 県 第 2 0 3 2 号
令和 5 年 2 月 1 5 日

市町村教育委員会教育長 殿
市町村立小中学校長 殿
教育事務所長 殿
県立特別支援学校長 殿

沖縄県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校教育法施行令第 6 条の 3 により転学した児童生徒の支援体制の確立について (通知)

標記について、多様な学びの場の柔軟な選択と変更を担保する観点から、下記事項を再確認の上、今後の適切な対応をお願いいたします。

また、各所属において職員への周知をお願いいたします。

記

1 小中学校及び市町村教育委員会における対応

- (1) 各種法令等を遵守する。
- (2) 実態把握を適確に実施し、指導及び支援体制を構築する。
 - ① 児童生徒と教師双方の困り感を明確に区別する。
 - ② 幼児児童生徒の障害に係る要因 (直接支援) と生活環境等の背景 (間接支援) を明確に区別する。
- (3) 必要に応じて関係機関 (保育・教育・心理・福祉・保健・医療など) と連携し、生活環境等の背景の支援を依頼する。
- (4) 前籍校である県立特別支援学校と定期的な相談や情報共有を行い、指導及び支援体制の一助とする。
- (5) 各教育事務所が実施する巡回アドバイザー事業を活用し、課題解決を探る。

2 特別支援学校における対応

- (1) 前籍校として定期的な相談や情報共有を行い、必要な支援を行う。
- (2) 必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能を発揮する。

3 参考資料・通知等

- (1) 障害のある子供の教育支援の手引き 3 文科初第 608 号令和 3 年 6 月 30 日
- (2) 学校教育法施行令の一部改正について (通知) 25 文科初第 655 号平成 25 年 9 月 1 日

本件担当 教育庁 県立学校教育課 特別支援教育室 TEL : 098 (866) 2715
